

「新着雑誌カバー広告」申込書

年 月 日

宮代町立図書館長 あて

申込者 住所

名称

電話

担当者氏名

「宮代町立図書館新着雑誌カバー広告」に、広告物(チラシ)を添えて下記の通り申し込みます。  
なお、申込みにあたっては、裏面記載の掲載条件を遵守します。

記

掲載申込み雑誌

別紙「新着雑誌カバー広告申込表② 対象雑誌リスト」に記載。

掲載を希望する雑誌を A 群から 1 誌、B 群から 2 誌、C 群から 3 誌選び、「新着雑誌カバー広告  
申込表② 対象雑誌リスト」の該当雑誌番号に○印をご記入ください。

以上

## 掲載条件

- 1 「宮代町立図書館新着雑誌カバー広告」に掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとします。
  - (1) 図書館の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条の適用を受ける業種であるもの
  - (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条の適用を受ける業種であるもの
  - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
  - (5) 公の秩序または善良の風俗に反する恐れのあるもの
  - (6) 求人広告またはこれに類するもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと館長が認めるもの
- 2 広告を掲載する規格等については、「宮代町立図書館新着雑誌カバー広告」規定によるものとします。
- 3 掲載料金については、「宮代町立図書館新着雑誌カバー広告」規定に定められた額を、指定された期限内に納入してください。
- 4 広告の掲載順位は、原則受付順となります。
- 5 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとします。
- 6 広告物(チラシ)の作成・提供は広告主が行うものとします。
- 7 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
  - (1) 図書館の運営上支障があるとき
  - (2) 指定する期日までに広告物(チラシ)を提出しなかったとき
  - (3) 指定する期日までに広告の掲載料金を支払わなかったとき
  - (4) 広告掲載に係る手続き等において広告主の虚偽が判明したとき
- 8 7の規定による掲載の取り消し、または事故、天災事変等の不可抗力その他図書館の責めによらない原因により広告主が受けた損害については、図書館はその賠償の責めを負わないものとします。